

問合せシート利用規約

(本規約の範囲)

第1条 本規約は、要援護者・要支援者・要介護者に適切かつ有効な医療・介護サービスを提供するために、南知多町地域包括ケアに関わる地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所・医療機関等が、情報交換や連絡調整、課題解決に向けた協議で使用する「問合せシート」の利用について規定したものである。

(目的)

第2条 介護サービスの利用に関わる相談

- 2 軽度認定者の福祉用具貸与に係わる意見聴取や介護状況の報告
- 3 主治医意見書の作成に係わる情報提供
- 4 カンファレンス、サービス担当者会議の開催依頼
- 5 介護サービスが必要と思われる高齢者や介護予防を目的とした要援護者の情報提供等

(個人情報取り扱い)

第3条 個人に対する問い合わせや相談については、対象者・家族・親族のいずれかから同意を得ることを原則とする。

- 2 問合せや相談内容により、対象者・家族・親族のいずれにも同意を得ることが困難な場合は、「その他」欄にチェックした上で同意が得られない理由を記載する。
- 3 対象者・家族・親族からの同意が得られないまま情報を共有し課題に取り組んだケースについては、その妥当性と効果を検証する目的で事例検討を行う。
 - (1) 情報発信者は包括支援センターへ該当ケースを報告する。
 - (2) 地域包括支援センターは事例検討会の案内を参加者へ案内する。
 - (3) 事例検討会の参加者は情報発信者・情報受取者・医師会代表者・包括支援センター（行政）とする。
 - (4) 事例検討会は地域ケア会議終了後に開催する。
- 4 「問合せシート」で知り得た情報は連携機関以外には漏らさない。また、「問合せシート」は厳重に保管するか、適正に処分を行う。

(補足)

第4条 この規約の改廃は南知多町地域ケア会議での決定を要する。

- 2 「問合せシート」の様式の修正は、南知多町地域ケア会議で検討し決定する。

附 則

この規約は平成28年4月1日から施行する。